新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和3年3月17日現在）

補：補助金・助成　給：給付金　New：新着情報

所掌	事業の名称	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間（→）	給付・補助金額等	問合先
経済産業省	更新 生産性革命推進事業	新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を支援。 生産性革命推進事業における、「ものづくり・商業・サービス補助」「持続化補助」「IT導入補助」の3つの補助事業については、「通常枠」に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に「特別枠」を設けました。	■特別枠の申請要件（3つの補助事業に共通） 【申請要件】補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること ・類型A：サプライチェーンの毀損への対応 顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと （例：部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓） ・類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換 非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと （例：店舗販売からEC販売へのシフト、VR・オンラインによるサービス提供） ・類型C：テレワーク環境の整備 従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること （例：WEB会議システム、シンクライアントシステム等の導入） ■事業再開枠の対象※業種別ガイドライン等に基づく以下の感染防止対策費 ・消毒、マスク、清掃　・飛沫防止対策（アクリル板・透明ビニールシート等） ・換気設備　・その他衛生管理（クリーニング、使い捨てアメニティ用品、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム等）　・掲示・アナウンス（従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるもの）			(独)中小企業基盤整備機構 企画部生産性革命推進事業室 TEL：03-6459-0866 E-mail： seisanseikakumei@smrj.go.jp
	補 New 【生産性革命推進事業】 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金〔一般型〕	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。	中小企業者等・小規模事業者等	（1）交付決定日から10か月以内の事業実施期間に、発注・納入・検収・支払等のすべての事業の 手続きがこの期間内に完了する事業であること。 （2）以下の要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定し、従業員に表明していること。 ・事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加 ・事業計画期間において、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金＋30円以上の水準にする ・事業計画期間において、事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加	（6次）R.3.4./15～R3.5/13	■補助上限：原則1,000万円 ■補助率： 【通常枠】中小企業：1/2、小規模企業者・小規模事業者：2/3	ものづくり補助金事務局 TEL：050-8880-4053
	補 New 【生産性革命推進事業】 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金〔一般型（新特別枠「低感染リスク型ビジネス枠」）〕	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。 また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者に対して、通常枠とは別に、補助率を引き上げ、営業経費を補助対象とした「新特別枠」として低感染リスク型ビジネス枠を新たに設け、優先的に支援します。	中小企業者等・小規模事業者等	（1）交付決定日から10か月以内の事業実施期間に、発注・納入・検収・支払等のすべての事業の 手続きがこの期間内に完了する事業であること。 （2）以下の要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定し、従業員に表明していること。 ・事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加 ・事業計画期間において、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金＋30円以上の水準にする ・事業計画期間において、事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加 （3）補助対象経費全額が、以下のいずれかの要件に合致する投資であることが要件。 ・物理的な対人接触を減じることに資する革新的な製品・サービスの開発 ・物理的な対人接触を減じる製品・システムを導入した生産プロセス・サービス提供方法の改善 ・ウィズコロナ、ポストコロナに対応したビジネスモデルへの抜本的な転換に係る設備・システ	（6次）R.3.4./15～R3.5/13 ※5次までの各締切で不採択だった方は、6次締切に再度ご応募いただくことが可能です。6次締切分の採択発表は、6月末を予定。一般型とグローバル展開型は同じスケジュールで、6次締切後も申請受付を継続し令和3年度内には、複数回の締切を設け、それまでに申請のあった分を審査し、随時採択発表を行います。	【新特別枠（低感染リスク型ビジネス枠）】 ■補助上限：1,000万円 ■補助率：2/3	ものづくり補助金事務局 TEL：050-8880-4053
	補【全国商工会連合会　枠】 小規模事業者持続化補助＜一般型＞ New 補【日本商工会議所　枠】 小規模事業者持続化補助＜一般型＞ New	小規模事業者が直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大等)等に対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取り組み等の経費の一部を補助。 ※補助金電子申請システム（名称：Jグランツ）の利用が可能となりました。	小規模事業者等	【想定される活用例】 ・感染症収束後の販路拡大に備えて、「インバウンド向けの英語表記メニュー」や「のぼり」を作成。 ・そば粉の製粉に使用する機械を一新し、そば粉の前処理の安定化、かつ時間短縮化により、事業再開後の繁忙期の売り切れなどを回避。 ・再開後のインバウンド需要取り込みのため、旅館にて、外国語版Webサイトでピクトグラムの活用やムスリム対応情報を発信し、外国人団体旅行予約の拡大を図る。	～R42/4 【受付締切】第5回：R3.6/4/、第6回：R3.10/1、第7回：R4.2/4 ※事業再開枠および特例事業者の上限引上げは、第4回締切までで終了いたしました。	■補助上限：50万円　■補助率：2/3 （条件により、補助上限の引上げが有ります）	全国商工会連合会 TEL：03-6670-2540 日本商工会議所 TEL：03-6447-2389
	補 New 【サプライチェーン改革】 サプライチェーン対策のための国内投資促進事業（2次）	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことを受け、生産拠点の集中度が高い製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材について、国内で生産拠点等を整備しようとする際の設備導入等を支援。	大企業・中小企業等	[A]生産拠点の集中度が高く、サプライチェーン途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備事業 [B]感染症の拡大等に伴い需給がひっ迫するおそれのある製品であって、感染症への対応や医療提供体制の確保のために必要不可欠な物資の生産拠点等の整備事業 [中小企業特例事業]生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の生産等に必要となる部品等を安定的に供給するために中小企業が行う生産拠点整備に係る事業	R3.3/12～5/7正午まで	■補助率 ［大企業］　1/2以内 ［中小企業等］2/3以内 ※補助対象事業A・Bは、補助対象経費に応じて段階的に低減 ■補助上限 ［補助対象事業A・B］100億円 ［中小企業特例事業］　5億円 ■事業期間　原則3年間（大規模投資案件は4年間）	みずほ情報総研㈱ 社会政策コンサルティング部 TEL：03-6825-5476 E-mail： kokunaitoushi@mizuho-ir.co.jp
厚生労働省	給 更新 雇用調整助成金の特例措置	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する。	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全事業主） （特例措置） 令和2年4月1日から~~令和2年9月30日~~ ~~12月31日~~令和3年2月28日令和3年4月30日までの休業等に適用	・生産指標の要件を緩和（対象期間の初日が令和2年4月1日から~~令和2年9月30日~~ ~~12月31日~~令和3年4月30日までの間は、5%減少） ・最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象 ・雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件（クーリング期間）を撤廃 ・事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和 ・休業規模の要件を緩和 ・支給対象期間の初日が令和2年1月24日から5月31日までの休業に係る休業申請について、申請期限を令和2年8月31日まで特例的に緩和 ・出向要件を緩和（「3か月以上1年以内」を「1か月以上1年以内」に）		①休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業4/5、大企業~~2/3~~⇒4/5） ②解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業10/10、大企業~~3/4~~⇒10/10） ※助成額の上限を対象労働者1人1日当たり15,000円に引き上げ ③教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ （中小企業2,400円、大企業1,800円） ④新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象 ⑤1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能 ⑥雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に	最寄りの都道府県労働局、ハローワーク。またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。 TEL：0120-60-3999
	給 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設。	①又は②の子どもの世話を行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主	①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども ※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等 ②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども 【適用日】 令和2年2月27日～~~9月30日~~ 令和3年3月31日の間に取得した休暇 ※春休み・夏休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除く。	R2.10/1～12/31までの休暇に関する申請期限はR3.3/31まで R3.1/1～3/31までの休暇に関する申請期限はR3.6/30まで	休暇中に支払った賃金相当額×10/10 ※支給額は8,330円を日額上限とする。※大企業、中小企業ともに同様 ※令和2年4月1日以降に取得した休暇等においては、日額上限額を15,000円に引き上げ。	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999
	給 両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）に「新型コロナウイルス感染症対応特例」	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のため有給休暇制度を設け、ご家族の介護を行う労働者が休みやすい環境整備した中小企業事主を支援。	右記要件を満たす中小企業事業主	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度（最低20日間取得可能）を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた中小企業事業主を支援 ※「介護のための有給の休暇」は、労働基準法に基づく年次有給休暇とは別に設けていただく必要があります。 ※法定の介護休業（対象家族1人につき合計93日）、介護休暇（年5日（対象家族2人以上の場合は年10日））は別途保障していただく必要があります。 ※令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得した休暇が対象。	R2.6/15～R3.5/31 ※申請期限：支給要件を満たした翌日から起算して2か月	労働者1人当たり 取得した休暇日数が合計5日以上10日未満：20万円 取得した休暇日数が合計10日以上：35万円 ※1企業当たり5人分まで支給	最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）
	給 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給。	令和2年4月1日から~~9月30日~~ 令和3年2月28日までの間に事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払いなし）した中小企業の労働者	左記のとおり	R2.10/1～12/31までの休暇に関する申請期限はR3.3/31まで R3.1/1～2/28までの休暇に関する申請期限はR3.5/31まで	①1日当たり支給額（11,000円が上限）×②休業実績 ※①②の算定方法は以下の通り ①：休業前の1日当たり平均賃金額×80% ②：各月の日数（30日又は31日）一就労した又は労働者の事業で休んだ日数	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL：0120-221-276

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和3年3月17日現在）

補 補助金・助成　給 給付金　New 新着情報

所掌	事業の名称	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間（→） R3年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 R4年 1月 2月 3月	給付・補助金額等	問合先
厚生労働省	給 New 産業雇用安定助成金	新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成します。	（1）新型コロナ感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため，労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（出向元事業主） （2）当該労働者を受け入れる事業主（出向先事業主）	■本助成金の支給対象となる「出向」 ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向であること ・出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことを前提としていること ・出向元と出向先が、親会社と子会社の間の出向でないことや代表取締役が同一人物である企業間の出向でないことなど、資本的、経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること ・出向先で別の人を雛職させるなど、玉突き出向を行っていないこと ■本助成金の支給対象となる「出向労働者」 ・出向元事業所において雇用される雇用保険の被保険者（ただし、次の(1)から(4)のいずれかに該当する方を除きます。）であって、本助成金の支給対象となる「出向」を行った労働者であること。 (1) 出向開始日の前日まで出向元事業主に引き続き雇用保険被保険者として雇用された期間が6か月未満である方 (2) 解雇を予告されている方、退職願を提出した方または事業主による退職勧奨に応じた方（離職の日の翌日に安定した職業に就くことが明らかな方を除く。） (3) 日雇労働被保険者である方 (4) 併給調整の対象となる他の助成金などの支給対象となっている方	R3.2/5～	【出向運営経費（出向中に要する経費の一部を助成）】 出向元事業主及び出向先事業主が負担する賃金，教育訓練及び労務管理に関する調整経費等 ・助成率 （イ）出向元が労働者の解雇等を行っていない場合 → 9/10（中小企業），3/4（中小企業以外） （ロ）出向元が労働者の解雇等を行っている場合 → 4/5（中小企業），2/3（中小企業以外） ・上限額 12,000円／日（出向元，出向先の計） 【出向初期経費（出向の成立に要する措置を行った場合に助成）】 就業規則や出向契約書の整備費用，出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練，出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備等 ・助成額 出向元・出向先 各10万円／1人当たり（定額） ・加算額（※） 出向元・出向先 各5万円／1人当たり（定額） （※）出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合，出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について，助成額の加算を行います。	最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）、ハローワーク等
広島県	補 雇用調整助成金等活用促進事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた県内の中小企業・個人事業主の方を対象に、国の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の申請手続きに必要な費用を支援。	府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町に主たる事業所がある中小企業及び個人事業主 ※市域に所在する中小企業，個人事業主の皆様へ各市でそれぞれ支援内容や申請受付期間が異なりますので、各市のHPを確認されるか担当部署へお問合せください。	■対象経費 雇用調整助成金等の支給申請にあたり、必要書類の作成や代行申請等を社会保険労務士に依頼した場合に支払った費用（消費税を除く）	R2.6/9～~~R3.2/28~~⇒R3.3/31	■補助上限額：1件あたり10万円 ■補助率：10／10	広島県 商工労働局雇用労働政策課 TEL：082-513-2838
	補 疫学調査等協力事業者支援金	従業者又は事業所の利用者の感染発生に伴い、感染拡大防止のため積極的疫学調査や情報公開に協力した事業者に対し、支援金を給付。	広島県内に事業所を有する全ての事業者	（1）従業員又は事業所利用者の感染について，県と連携し、下記の項目を公表すること（法人名、事業所名、事業所所在地、就労又は利用日時、感染人数） （2）疫学調査等へ協力をすること	R2.5/14～	■1事業所あたり5万円（1回限り）	広島県 商工労働局イノベーション推進チーム TEL：082-513-3348
	補 マスク等個人防護具開発支援事業補助金	県内に事業所を有する「ひろしま医療関連産業研究会」の会員企業が、マスク等個人防護具の製品化・事業化に取り組む場合に、その経費の一部について補助金を交付することによって、広島県におけるマスク等個人防護具の安定的な供給量の確保と医療・健康関連産業の振興を図る。	広島県内に主たる事業所を有する中小事業者	マスク等個人防護具等の製品化・事業化のための研究開発などを行う事業活動（通常の生産活動を除く） ①サージカルマスク ②N95マスク ③ゴーグル（保護メガネ） ④フェイスシールド ⑤防護服 ⑥サージカルガウン ⑦アイソレーションガウン ⑧検診用手袋 ⑨サージカル手袋 ⑩手指消毒用アルコール 等	R2.5/7～	■補助限度額：1事業者あたり300万円 ■補助率：10/10以内	広島県 商工労働局 医工連携推進プロジェクト・チーム TEL：082-513-3351
	補 緊急対策販路開拓等支援補助金（県制度）	小規模事業者持続化補助金（国制度）の採択・交付決定を受けて、販路開拓等に取り組む費用の一部を助成することで負担軽減を図り、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者の事業継続を支援します。［国の持続化補助金に上乗せ補助］	広島県内の商工会または商工会議所の管轄内で事業を営んでいる小規模事業者。 かつ、持続化補助金の採択者のみ	◆対象となる取組事例 ＜一般型＞:新商品を陳列するための棚の購入、新たな販売促進用チラシの作成・送付 など ＜コロナ特別対応型 A 類＞:部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓 など ＜コロナ特別対応型 B 類＞:自動精算機やキャッシュレス決済端末の導入、店舗販売から EC 販売へのシフト など ＜コロナ特別対応型 C 類＞:WEB 会議システムの導入、クラウドサービスの導入 ◆対象経費 機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、専門家謝金、専門家旅費 など	＜一般型＞ （第1回）R2.3/31 （第2回）R2.6/5 （第3回）R2.10/2 （第4回）R3.2/5 ＜コロナ特別対応型＞ （第1回）R2.5/15 （第2回）R2.6/5 （第3回）R2.8/7 （第4回）R2.10/2 （第5回）R2.12/10	国の持続化補助金（一般型）の場合 ➡ 国2/3（上限50万円）＋ 県1/12（上限 62,500円）＝ 事業者負担 1/4 国の持続化補助金（コロナ特別対応型・A類単体）の場合 ➡ 国2/3（上限100万円）＋ 県1/12（上限125,000円）＝ 事業者負担1/4 国の持続化補助金（コロナ特別対応型・B類単体，C類単体，A類とB・C類の組み合わせ）の場合 ➡ 国3/4（上限100万円）＋ 県1/12（上限111,000円）＝ 事業者負担1/6	広島県 商工労働局経営革新課経済団体グループ TEL：082-513-3328
	補 更新 飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金	県民の皆様に安心して飲食店を利用してもらえるようにするため、県内の飲食店に対して、アクリル板、非接触体温計、サーキュレーターなどの感染予防対策を目的とする設備の購入に必要な経費を補助。	飲食店(※)を経営する法人又は個人であって、右記の全てに該当する者 ※ 日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店	1.広島県内に店舗があること。 2.食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること。 3.助成対象として申請した内容（経費）に関して同一年度内に同一品目において、国・県・市町等が実施する他の制度（補助金等）から支援を受けていないこと。 4.代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。 5.業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。 6.国、県等から配布されるポスターを利用者から見えやすい場所に掲示すること。 7.県の「広島積極ガード店」に登録すること。 8.県の「広島コロナお知らせQR」を導入して利用者に登録を促すこと。行政からの要請（特措法に基づく営業自粛要請・時短営業要請等）に従うこと。 10.取扱店舗において従業員に感染者が出た場合や、利用者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、利用者に連絡するとともに、管轄の保健所に報告し、保健所が行う積極的疫学調査に協力すること。また、利用者が把握できない場合などは自主的に店舗名を公表すること。 11.県又は県から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。	R2.10/12～~~12/25~~⇒~~R3.2/26~~⇒R3.4/16 【対象経費】 1.飛沫感染予防対策 アクリル板、ビニールカーテン、防護スクリーン、パーティション、フロアマーカー 2.接触感染予防対策 非接触体温計、サーモカメラ、コイントレイ、非接触ドアオープナー、非接触ソープディスペンサー、非接触蛇口、非接触消毒液ディスペンサー、足踏み式消毒液スタンド、セルフレジ、自動券売機 3.換気による感染予防対策 換気扇、サーキュレーター 4.その他、上記3つの分野に該当する感染予防対策に係る設備の設置 ※ 設置費、送料も含みます。 ※ マスク、ゴーグル、フェイスシールド、消毒用アルコール、手袋、石鹸液などの消耗品は、補助対象外です。 ※ エアコン、空気清浄機は補助対象外です。	・補助額：1店舗当たり上限10万円 ※ 消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。 ※ 店舗を複数有する場合、店舗ごとに申請できます。 対象となる生徒数の範囲 / 補助額 1万円以上2万円未満 / 1万円 2万円以上3万円未満 / 2万円 3万円以上4万円未満 / 3万円 4万円以上5万円未満 / 4万円 5万円以上6万円未満 / 5万円 対象となる生徒数の範囲 / 補助額 6万円以上7万円未満 / 6万円 7万円以上8万円未満 / 7万円 8万円以上9万円未満 / 8万円 9万円以上10万円未満 / 9万円 10万円以上 / 10万円	広島県飲食店新型コロナ対策補助金事務局 TEL：082-546-1211

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金＜市・町 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和3年3月17日現在）

補 補助金・助成金　給 給付金　New 新着情報

所掌	事業の名称	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間（→） R3年1月〜R4年3月	給付・補助金額等	問合先
広島県	給 更新 感染症拡大防止協力支援金	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、~~令和2年12月17日から令和3年1月3日を第1期、1月4日から1月17日を第2期、1月18日から2月7日を第3期及び~~2月8日から2月21日を第4期として、各期間の全日において、県の要請に協力いただいた事業者に感染症拡大防止協力支援金を支給いたします。	~~【第1期】~~ ~~次のいずれにも該当する事業者が対象です。~~ ~~(1)要請の対象エリアに所在し、酒類を提供する飲食店（飲食店営業許可「1類」または「3類」）を受けた施設で、屋内に常設の飲食スペースを設けていること。~~ ~~(2)要請前に19時から5時までの間に酒類の提供を伴う営業を行っており、要請を受けて12月17日〜令和3年1月3日までの全期間、要請（休業または営業時間短縮）を遵守していること。~~ ~~【第2期】~~ ~~次のいずれにも該当する事業者が対象です。~~ ~~(1)第1期の(1)と同様。~~ ~~(2)要請前に19時から5時までの間に酒類の提供を伴う営業を行っており、要請を受けて令和3年1月4日〜1月17日までの全期間、要請（休業または営業時間短縮）を遵守していること。~~ ~~【第3期】~~ ~~次のいずれにも該当する事業者が対象です。~~ ~~(1)広島市内に所在する飲食店（飲食店営業許可「1類」または「3類」、または、喫茶店営業許可（1類））で、屋内に常設の飲食スペースを設けていること。~~ ~~(2)要請前に19時から5時までの間に酒類の提供を伴う営業を行っており、要請を受けて令和3年1月18日〜2月7日までの全期間、要請（休業または営業時間短縮）を遵守していること。~~ **【第4期】** **次のいずれにも該当する事業者が対象です。** **（1）広島市内に所在し、酒類を提供する飲食店（飲食店営業許可「1類」または「3類」）で、屋内に常設の飲食スペースを設けていること。** **（2）要請前に21時から5時までの間に酒類の提供を伴う営業を行っており、要請を受けて令和3年2月8日〜令和3年2月21日までの全期間、要請を遵守し、営業時間短縮または休業していること。**	■対象エリア（第1期、第2期とも対象エリアは同じ） ~~【広島市中区】榎町、胡町、大手町1〜5丁目、加古町、銀山町、上幟町、上八丁堀、紙屋町1〜2丁目、河原町、小網町、国泰寺町1〜2丁目、小町、堺町1〜2丁目、昭和町、新天地、住吉町、千田町1〜3丁目、宝町、竹屋町、立町、田中町、鶴見町、鉄砲町、寺町、十日市町1〜2丁目、土橋町、中島町、中町、流川町、西川口町、西十日市町、西白島町、西平塚町、猫屋町、幟町、白島北町、白島九軒町、白島中町、羽衣町、橋本町、八丁堀、東千田町1〜2丁目、東白島町、東平塚町、平野町、広瀬北町、広瀬町、袋町、富士見町、舟入川口町、舟入幸町、舟入中町、舟入本町、舟入町、舟入南1〜4丁目、堀川町、本川町1〜3丁目、本通、三川町、南千田西町1〜5、南竹屋町、基町、薬研堀、弥生町、吉島町、吉島西1丁目1〜23、吉島西2丁目1〜13・15〜17、吉島東1丁目1〜21・23・24~ ~~【広島市南区】稲荷町、猿猴橋町、大須賀町、京橋町、金屋町、荒神町、段原1〜4丁目、西蟹屋1〜4丁目、西荒神町、東荒神町、比治山町、比治山本町1、松川町、松原町2〜12（ただし広島駅構内の店舗を含む）、的場町1〜2丁目~ ~~【広島市西区】打越町、大芝1〜3丁目、大芝公園、大宮1〜3丁目、小河内町1〜2丁目、上天満町、観音本町1〜2丁目、観音町、楠木町1〜4丁目、天満町、中広町1〜3丁目、西観音町、東観音町、福島町1〜2丁目、三篠北町、三篠町1〜3丁目、三滝町、南観音町、南観音1〜8丁目、都町、横川新町、横川町1〜3丁目~ ※第3期及び第4期の対象エリアについては広島市内全域	第1期：~~R3.1/4〜2/5~~⇒申請受終了 第2期：~~R3.1/18〜2/19~~⇒申請受終了 第3期：~~R3.2/8〜3/9~~⇒申請受終了 第4期：R3.2/22〜R3.3/23	~~【第1期】（令和2年12月17日〜令和3年1月3日）~~ ~~・19時以降から5時までの間に酒類の提供を伴う営業をしている店舗について、5時から20時までの間の営業とし、酒類の提供は19時までに短縮した飲食店：1店舗当たり72万円~~ ~~・要請期間中に休業した酒類提供飲食店：1店舗当たり82万円~~ ~~【第2期】（令和3年1月4日〜令和3年1月17日）~~ ~~・19時以降から5時までの間に酒類の提供を伴う営業をしている店舗について、5時から20時までの間の営業とし、酒類の提供は19時までに短縮した飲食店：1店舗当たり44万円~~ ~~・要請期間中に休業した酒類提供飲食店：1店舗当たり54万円~~ ~~【第3期】（令和3年1月18日〜2月7日）：1店舗当たり84万円~~ ~~・5時から20時までの間に営業時間を短縮した飲食店（酒類を提供している場合は、酒類の提供を11時から19時までに短縮）~~ ~~・協力要請期間中に休業した飲食店（要請前から20時から5時までの間に営業している飲食店）~~ **【第4期】（令和3年2月8日〜2月21日）：1店舗当たり84万円** **・21時以降から5時までの間に酒類の提供を伴う営業をしている店舗について、5時から21時までの営業とし、酒類の提供は20時までとした飲食店：1店舗当たり28万円** **・協力要請期間中に休業した飲食店（要請前から21時から5時までの間に酒類の提供を伴う営業をしている飲食店）：1店舗当たり38万円**	広島県協力支援金センター TEL：082-259-3018
	補 更新 飲食店におけるパーテーション設置促進補助金	県内の飲食店に対して、アクリル板やビニールカーテンなどのパーテーション設置の経費を補助します。	飲食店※を経営する法人又は個人であって、次の全てに該当する者 ※日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店 ① 広島県内に店舗があること。 ② 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること。 ③ 助成対象として申請した内容（経費）に関して同一年度内において、国・県・市町等が実施する他の制度（補助金等）から支援を受けていないこと。 ④ 代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。 ⑤ 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。 ＜以下は、左記に続く＞	＜右記から続く＞ ⑥ 国、県等から配布されるポスターを利用者から見えやすい場所に掲示すること。 ⑦ 県の「広島積極ガード店」に登録すること。 ⑧ 県の「広島コロナお知らせQR」を導入して利用者に登録を促すこと。 ⑨ 行政からの要請（特措法に基づく営業自粛要請・時短営業要請等）に従うこと。 ⑩ 取扱店舗において従業員に感染者が出た場合や、利用者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、利用者に連絡するとともに、管轄の保健所に報告し、保健所が行う積極的疫学調査に協力すること。また、利用者が把握できない場合などは自主的に店舗名を公表すること。 ⑪ 県又は県から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。 ※県民の皆様に安心して飲食店を利用してもらえるようにするため、県内の飲食店に対して、飛沫感染予防対策を目的とするアクリル板等のパーテーション設置に必要な経費に限定して補助を行う広島県の事業です。※令和2年12月10日(木)から令3年2月26日(金)までの間に購入設置、支払完了したものに限ります。	R2.12/17〜R3.2/~~26~~⇒R3.4/16	・補助額：1店舗当たり、上限 10万円（申請は1店舗につき1回限り） ※店舗を複数有する場合、店舗ごとに申請できます。 ※消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。 ■補助対象経費 飛沫感染予防対策 例）アクリル板、ビニールカーテン、防護スクリーン 現在設置されているパーテーションの買い替えや付け替え、補強したりする場合にも対象となります。※ 設置費、送料も含みます。	広島県パーテーション設置補助金事務局 TEL：082-546-1217
	補 更新 広島県企業紹介動画作成事業費補助金	新型コロナウイルス感染症により影響を受ける令和4年3月卒業・修了予定者と県内中小企業者等とのマッチングを支援するために，中小企業者等が自社を紹介する動画の作成に要する経費の一部を補助。	次に掲げる要件を全て満たす者 （1） 中小企業者等であること （2） 広島県内に本社又は事業所を有すること （3） 広島県内を勤務地とする正規職員の新卒（令和4年3月に大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校を卒業・修了予定の者及び既卒3年以内の者）の採用計画を有すること （4） 完成した企業紹介動画をサポーターが県に提供し、県が提供された企業紹介動画を広島県公式ひろしま就活応援「Go!ひろしま」YouTubeチャンネルで一般公開し、かつ、令和4年3月卒業・修了予定者向け特設サイト及び「Go!ひろしま」サイトで利用することに同意すること	中小企業者等が広島県に登録した「サポーター」の支援により作成した企業紹介動画の作成に係る経費について、次の補助率により補助金を交付。 ※補助金の交付はサポーターに対して行いますので、中小企業者等の皆様は、補助率による値引後の価格により企業紹介動画を作成できます。 ［企業紹介動画の要件］ （1）動画の再生時間が5分以内であるもの （2）YouTubeでの配信に適した規格であるもの （3）就活生の企業への興味が喚起され、企業理解に資するもの	R3.1/12〜3/~~10~~⇒R3.5/31	・補助率：1/2 ・補助上限額：10万円	広島県 商工労働局雇用労働政策課 雇用促進グループ TEL：082-513-3425
	給 頑張る飲食店応援金 広島市内飲食店	新型コロナ感染拡大の影響により、売上が減少した広島市内の飲食店等を県と市が応援します。	広島市内の飲食店等 （時短要請等【第2次集中対策期間：令和3年1月18日〜2月7日】対象の飲食店を除く。宅配専門店・テイクアウト専門店等を除く）。 ※日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店	(1)広島県内に店舗があること (2)広島県内に本社があること (3)中小企業基本法で定義する中小企業であること（個人事業主を含む） (4)食品衛生法に基づく飲食店営業許可（1類または3類）または喫茶店営業許可（1類）を受けており、屋内に常設の飲食スペースを設けていること (5)令和2年12月または令和3年1月の売上が対前年同月比30%以上減少していること（新規創業者の売上比較方法はQ&Aをご覧ください。） (6)「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店※1」で、アクリル板等パーテーションを適切に設置※2するなど、感染予防対策をとっていること（予定も含む） (7)代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと (8)県または県から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること (9)今後も事業を継続する意思があること	R3.2/15〜R3.3/19	・支給額：1店舗あたり30万円 ※複数の店舗が対象の場合は、店舗ごとに申請をお願いします。 ※三次市の店舗は、応援事務局から20万円が支給され、残りは三次市から支給されます。別途、三次市への申請が必要となります。詳しくは、【緊急支援】三次市飲食事業者支援給付金についてをご確認ください。む 【その他の補助金制度】 「頑張る飲食店応援金」とあわせて以下制度のご利用で、1店舗あたり最大20万円の補助があります。 ・飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策に関する補助金（1店舗あたり10万円） ・飲食店におけるパーテーション設置促進補助金（1店舗あたり10万円）	頑張る飲食店応援事務局 TEL：082-248-6850
	県内（広島市を除く）飲食店		広島県内の飲食店等 （宅配専門店・テイクアウト専門店等を除く）。 ※日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店	(1)広島県内に店舗があること (2)広島県内に本社があること その他の要件については、上記の「広島市内飲食店」の(3)〜(9)までと同様			

対象となる支出額の範囲 / 補助額

対象となる支出額の範囲	補助額
1万円以上2万円未満	1万円
2万円以上3万円未満	2万円
3万円以上4万円未満	3万円
4万円以上5万円未満	4万円
5万円以上6万円未満	5万円
6万円以上7万円未満	6万円
7万円以上8万円未満	7万円
8万円以上9万円未満	8万円
9万円以上10万円未満	9万円
10万円以上	10万円

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金＜市・町 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和3年3月17日現在）

所掌	事業の名称（補 補助金・助成金／給 給付金／New 新着情報）	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間（→）R3年1月〜R4年3月	給付・補助金額等	問合先
広島県	補 New 頑張る飲食店納入事業者応援金	新型コロナ感染拡大の影響により、売上が減少した広島県内の飲食店納入事業者に対して，県が支援金を支給し、事業継続を応援します。	県内の飲食店と直接取引がある県内の納入事業者 ・財（製造・卸）：食材、食品、酒類、飲料、割り箸、おしぼり など ・サービス：清掃、クリーニング、花、ごみ廃棄など	県内の飲食店と直接取引がある県内の法人または個人であって、次の全てに該当する者 ①広島県内に本社があること。 ②中小企業基本法で定義する中小企業であること（個人事業主を含む） ③令和2年12月～令和3年2月のいずれかの月の売上が対前年同月比30%以上減少していること ④県内の飲食店（飲食店営業許可1類または3類、喫茶店営業許可1類）と定期的な取引を行っていること。 ※デリバリー、テイクアウト専門店等との取引は対象になりません。 ⑤代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。 ⑥県または県から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。 ⑦今後も事業を継続する意思があること。 ⑧広島県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業」、「頑張る飲食事業者応援事業」の対象事業者でないこと。	R3.3/15〜R3.4/23	■支給額：30万円 （1事業者当たり）	頑張る飲食店納入事業者応援事務局 TEL：082-248-6860
広島市	補 広島市雇用調整助成金等申請費用補助金	中小企業等の雇用調整助成金等の利用を促進し、従業員の雇用維持や事業活動の継続を図ることを目的に補助金。 新型コロナウイルス感染症の影響を受け休業等を余儀なくされた事業者が国の雇用調整助成金等の制度を利用する場合について、その申請に係る費用（社会保険労務士へ支払う申請書類の作成に要する経費等）を補助	（1）広島市内に主たる事業所を有する中小企業者・個人事業者 （2）新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等を行い、国の雇用調整助成金等について支給決定を受けている事業者	■対象となる費用 （1） 国の雇用調整助成金等の申請書類の作成に要する経費 （2） 提出代行または事務代理に要する経費 （3） 前各号に付随して必要な経費 （4） その他市長が必要と認める経費	R2.6/1〜R3.3/31	・補助率：10／10 ・上限額1件あたり10万円	広島市 経済観光局雇用推進課 TEL：082-504-2244
呉市	補 事業者向け補助金等申請サポート事業	新型コロナウイルス感染症の対策に伴う国、広島県及び呉市の補助金等により、その支給に必要な申請書類の作成等を行政書士又は社会保険労務士へ委託した費用（委託費に限る）の一部を補助します。	(1)事業者の場合：呉市内に事業所を有している中小企業・小規模事業者 (2)労働者の場合：中小企業・小規模事業者が雇用する労働者で市内に住所を有している者 （新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を申請する者に限る。）	行政書士又は社会保険労務士への委託費 ※消費税及び地方消費税の額を除きます。 ※本助成制度と同様の他の助成制度や保険を利用した場合には、その額を除いた金額が対象経費となります。	R2.5/11〜当分の間		呉市 産業部商工振興課 TEL：0823-25-3310
	補 消毒事業の補助金	新型コロナウイルスにより、事業所等を消毒する必要が生じた事業者に、費用（委託費に限り、消費税及び地方消費税を除く。）の一部を助成	○新型コロナウイルスの感染者が訪問等をしたことにより、その事業所等を消毒する必要が生じた市内の中小企業・小規模事業者 ○感染者が訪問等した日から概ね1週間以内に事業所等を消毒した者 ○市税を滞納していない事業者 ○暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しない者	新型コロナウイルスの消毒に要する消毒事業に携わる事業者への委託費	R2.4/27〜当分の間	・補助率：1/2 ・補助限度額：50万円	呉市 産業部商工振興課 TEL：0823-25-3310
	補 生産性革命推進事業に対する助成	新型コロナウイルス感染症の影響などを乗り越えるために、国が実施する「生産性革命推進事業」において交付額の確定を受けた中小企業・小規模事業者の方に対する支援	・令和2年度中に国の生産性革命推進事業において交付額の確定を受けた事業者で、市内に本社、本店、又は主たる事業所を有する者 ・補助対象事業費から、国の補助額を除いた事業者負担	（1）ものづくり補助金 中小企業・小規模事業者が、新製品や新サービスの提供のための機械設備購入やシステム構築にかかる費用の一部を助成 （2）持続化補助金 小規模事業者が、コロナ対策その他店舗の改装、ホームページ作成、チラシ・カタログの作成など販路拡大や生産性向上に取り組む費用の一部を支援 （3）IT導入補助金 業務の効率化などの付加価値向上に繋がるITツール導入を支援	（1）R2.5/22〜 （2）R2.5/15〜 （3）R2.5/11〜	「コロナ特別対応型」及び「特別枠」で採択された事業については、事業者負担が1/10となるように助成金を交付（上乗せ）	呉市 産業部商工振興課 TEL：0823-25-3310
	補 呉市JAPANブランド育成支援等事業支援補助金	新型コロナウイルス感染症の影響などを乗り越えるために，国が実施する「JAPANブランド育成支援等事業」を実施する中小企業・小規模事業者を応援します。	国のJAPANブランド育成支援等事業の認定を受けた市内の事業者等	対象経費：JAPANブランド育成支援等事業の対象となった経費の事業者負担分（全体事業費の1/3）	～R3.3月中旬　予算達成まで⇒R3.3/31	（1）事業者支援型 ・補助率：7/10　・上限額：1,750千円 （2）支援事業型 ・補助率：7/10　・上限額：7,000千円 ※事業者負担が1/10となるように補助金を交付（上乗せ）	呉市 産業部商工振興課 TEL：0823-25-3167
	補 農漁業者経営継続支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響などを乗り越えるために、国の「経営継続補助金」を活用する際、事業者の負担が1割になるよう助成する呉市独自の支援を行います。	次のすべてに該当する人 ・令和2年度中に国の経営継続補助事業（経営継続補助金）において交付額の確定を受けた市内に本社、本店、または主たる事業所を有する農漁業者（個人または法人） ・市税の滞納がない者 ・暴力団員及び暴力団員等に該当しない者	補助対象事業費の「経営の継続に関する取組」として認められた経費のうち、事業者負担分が10分の1となるように助成金を交付（上乗せ）します。	R2.7/16〜R3.3/31	・補助率：国 3/4 ・市 3/20・事業者 1/10 ・補助上限額：20万円 （注）共同申請の場合の補助上限額は200万円（20万円×10事業者）	呉市 産業部農林水産課（農業振興グループ・水産振興室） TEL：0823-25-3318、0823-25-3319
竹原市	補 更新 竹原市雇用調整助成金等申請サポート事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた市内の中小企業者・個人事業主が、国の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）の申請に当たり、社会保険労務士に依頼した場合の費用に対して、補助金を交付。	中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者その他これに類する法人等（広島県雇用調整助成金等活用促進事業の対象となる法人等をいう。）であって、市内に本社・本店又は主たる事業所が所在している者。	（1） 広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類及び添付資料の作成に要する経費 （2） 雇用調整助成金等の広島労働局への代行申請に要する経費 （3） 雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費 （4） その他市長が必要と認めた経費	R2.6/15〜	・補助率：10/10 ・補助金額：10万円上限	竹原市　地域振興部産業振興課商工観光振興係 TEL：0846-22-7745
三原市	補 雇用調整助成金等活用促進事業	雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金のの申請手続きを社会保険労務士に依頼した場合の、最大10万円を補助します。	・三原市内に本社・本店又は主たる事業所（注1）がある中小企業・個人事業主 ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により，雇用調整助成金，緊急雇用安定助成金について，広島労働局長の支給決定を受けている方 ・市税の滞納がない方	雇用調整助成金，緊急雇用安定助成金の申請に要した社会保険労務士への経費 ※休業の初日が令和2年1月24日以降の申請が対象のため，支払い済みの経費も対象となります。	R2.6/5〜~~R3.2/28~~⇒R3.3/31	・10 万円を上限に対象経費の全額を補助（申請は1回限り）	三原市 経済部商工振興課 TEL：0848-67-6013
	補 三原市小規模事業者持続化補助金交付事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が，商工会議所または臨空商工会の助言を受けて作成した経営計画に基づき，販路開拓に取り組む費用の一部を補助。	市内に住所及び事業所を有する個人または市内に本店を有する法人で，次のいずれにも該当するもの ・国の小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）の交付決定を受けている者 ・市税の滞納がない者	■対象経費：国の交付を受けた小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）の補助対象経費（機械装置等費，広報費，展示会等出展費，旅費，開発費等）	R2.10/23〜R3.3/31	・補助率：1/12（県と同率） ・補助金額：上限5万円 （共同申請の場合は，上限50万円） ・補助対象事業期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日	三原市　経済部商工振興課 TEL：0848-67-6072 三原商工会議所（三原地区） TEL：0848-62-6155 三原臨空商工会（本郷・久井・大和地区） TEL：0848-86-2238

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金＜市・町 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和3年3月17日現在）

補 補助金・助成金　給 給付金　New 新着情報

所掌	事業の名称	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間（→） R3年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 R4年 1月 2月 3月	給付・補助金額等	問合先
三原市	補 中小企業者採用活動支援事業費補助金交付事業	市内の中小企業者がWebを活用した面接や説明会を実施する経費の一部を補助。	次のいずれにも該当するもの ・市内に本店または主たる事業所を有する中小企業者 ・市税の滞納がない者	■対象経費：Web面接・説明会を行うためのWebサービス利用料，ソフトウェア利用料 ・Webカメラ・スピーカー・マイクの購入及びリースに関する費用 ・Web合同説明会への参加費用 ・Web説明会のための動画制作等に係る委託料やソフト利用料 ・Web面接や説明会の実施方法等に対するサポート費用	R2.10/15～R3.3/31	・補助率：10/10 ・補助金額：上限10万円 ・補助対象事業期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日	0
	補 商店街魅力向上支援事業費補助金交付事業	市内の商工団体や商店街組織等が，新型コロナウイルス感染症対策に取り組みつつ，顧客増進や魅力向上のために行うイベント実施，情報発信，環境整備等に要する経費に対して補助金を交付。	・三原商栄会連合会を構成する商栄会組織 ・三原商工会議所もしくは三原臨空商工会の会員で構成する団体組織	■対象経費 ・イベント開催事業費（委託料，広告宣伝費，会場使用料等） ・情報発信事業費（ホームページ，SNS情報発信ツール，マップ作成等） ・環境整備事業費（備品購入費等）	R2.10/15～R3.3/31	・補助率：10/10 ・補助金額：上限1件につき100万円 ・補助対象事業期間：令和2年10月1日～令和3年3月31日 ※令和2年10月1日以降に事業を開始し，令和3年31日までに事業を完了させる必要があります。	三原市　経済部商工振興課 TEL：0848-67-6072
尾道市	補 更新 事業者向け補助金等申請サポート事業	国等の事業者向け補助金の支給に必要な申請書類の作成等を社会保険労務士又は行政書士へ委託した中小企業者に対して補助金を支給	尾道市内に事業所を有している中小企業者・小規模事業者	（1）社会保険労務士 対象事業：雇用調整助成金の申請 （2）行政書士 対象事業：国、広島県及び尾道市の事業者向け補助金の申請	R2.7/6～~~R3.2/28~~⇒R3.3/31	（1）社会保険労務士 ・補助額：上限10万円（補助率：10/10） ・補助回数：1事業者につき1回限り （2）行政書士 ・補助額：上限2.5万円（補助率1/2） ・補助回数：1事業者につき1回限り	尾道市　産業部商工課商政係 TEL：0848-38-9183
福山市	補 福山市雇用調整助成金申請サポート補助金	雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼した場合の，申請報酬の全部又は一部を補助	福山市内に事業所を有している中小企業者・小規模事業者	（1）広島労働局へ提出する雇用調整助成金の申請書類の作成に要する経費 （2）（1）に付随する経費 （3）その他市長が必要と認めた経費	R2.5/18～~~R3.2/28~~⇒R3.3/31	・補助率：10/10 ・補助限度額：10万円	福山市　経済環境局産業振興課雇用労働担当 TEL：084-928-1040
	補 福山市テレワーク利用推進事業	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため，従業員のテレワークを推進している市内企業を支援することを目的に，市内の宿泊施設をテレワークで利用した場合の利用料を補助する事業	福山市内の事業所等にお勤めの方	福山市では，市内企業にお勤めの方が，宿泊施設のテレワークプランを利用した場合の費用を補助する制度を創設しました。 補助の申請は企業（事業所）から「利用補助券」を市役所経済総務課に申請してください。	（第2次）R3.1/22～R3.3/26	補助額：1回あたり3,000円	福山市　経済環境局経済総務課 TEL：084-928-1215
府中市	補 更新 府中市雇用継続助成金	新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員を休業させ、国の雇用調整助成金の交付を受けた事業者で、国の支給額以上の休業補償を支払う場合にその差額の部分について助成金を支給します。 また、国の雇用調整助成金申請時に発生した社会保険労務士への事務委託費についても助成金を支給します。	(1)国が特例措置を実施した雇用調整助成金の交付を受けた事業者であること。 (2)新型コロナウイルス感染症の影響による従業員の解雇をしていない者であること。 (3)市内に主たる事業所を有する者であること。 (4)市税等の滞納がない者であること。	（1） 休業補償に係る助成金について 国の雇用調整助成金の支給額以上に従業員へ休業補償を支払う場合にその差額の部分について助成金支給。 （2） 社会保険労務士への事務委託費に係る助成金について 国の雇用調整助成金申請時に発生した社会保険労務士への事務委託費について助成金支給（※中小企業・小規模企業者のみ）。		（1）ア 中小企業・小規模企業者：上限50万円 イ 大企業：上限100万円 （2）上限10万円	府中市　経済観光部商工労働課商工振興係 TEL：0847-43-7190
	補 府中市テイクアウト・デリバリー参入促進事業助成金	令和2年4月1日以降にテイクアウト又はデリバリー事業に新たに参入する事業者に対して参入に係る経費の一部について助成金を支給します。	右記要件を満たす市内に主たる事業所を有し、飲食業を営む中小企業者等	1 ひろしま産業振興機構が実施するテイクアウト・デリバリー参入促進事業助成金交付事業の助成金交付決定を受けた者 2 テイクアウト又はデリバリー事業を行うために必要な食品営業許可を受けており、又は受ける予定があり、かつテイクアウト又はデリバリー事業に令和2年4月1日以降に参入する者 ※次のア・イいずれかに該当する取組を新たに開始する者。 ア）飲食店営業1類の許可を持つ者が、そうざい等の店頭販売を新たに開始する場合又は、飲食店営業3類の許可を取得し、仕出し・弁当等の販売を新たに開始する場合。 イ）飲食店営業3類の許可を持つ者が、仕出し・弁当等の販売を新たに開始する場合	～R3.3/31 ◆ 助成対象期間 令和2年4月1日又は申出完了通知日から令和2年10月31日までの内、	対象経費の2分の1以内で、上限20万円（税抜き）。	府中市　経済観光部商工労働課 商工振興係 TEL：0847-43-7190
	補 府中市新型コロナウイルス感染防止対策補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも防止対策として設備導入を行っている事業者に対して、経費の一部を補助します。	(1)日本標準産業分類の大分類A（農業・林業）又はB（漁業）以外に属する事業を営む者であること。 (2)市内に事業所を有する者であること。 (3)市税等の滞納のないこと。	補助対象経費は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための府中市内の事業所の設備の導入や備品購入、改装等にかかる経費としています。ただし、消費税及び地方消費税相当額は除く。 （補助対象経費） 令和2年4月1日から令和3年2月28日までに購入し、設置した感染防止対策設備	R2.11/25～R3.3/19	・補助率：3/4 ・補助金額：上限20万円 （上限額に達するまで複数回申請可能）	府中市　経済観光部商工労働課商工振興係 TEL：0847-43-7190 府中商工会議所 TEL：0847－45－8200 上下町商工会 TEL：0847－62－3504
三次市	補 更新 三次市雇用調整助成金等活用促進事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、従業員の雇用維持を図るための休業手当に要した費用として、雇用調整助成金の申請に必要な書類作成や代行申請などを社会保険労務士に委託した際の経費に対して補助金を交付します。	(1)三次市内に本店または主たる事業所を有している事業者 (2)新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、雇用調整助成金等の申請に必要な書類を社会保険労務士に委託をした事業者 (3)雇用調整助成金等の支給決定を受けている事業者	雇用調整助成金の申請などに関連して、社会保険労務士に支払った報酬のうち、次にあげる経費を補助します。（消費税及び地方消費税に相当する額を除く） 1. 広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類及び添付資料の作成に要する経費 2. 雇用調整助成金等の代行申請に要する経費　など	～~~R3.3/1~~⇒R3.3/31	1事業者　上限20万円 ※申請は1回限り ※補助率：補助対象経費の10万円までは10/10、10万円を超えた額は1/2 ※補助金は千円未満切り捨てます。	三次市　産業振興部商工観光課商工労働係 TEL：0824-62-6171
	給 三次市飲食事業者支援給付金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、会食自粛や忘・新年会のキャンセルが相次ぐ等、特に事業経営に影響を受けている飲食店事業者に対して、事業経営の持続、継続を支援するために給付金を支給します。	右記のすべてを満たす事業者	(1)前年の事業収入（売上）が120万円以上あり、令和2年11月から令和3年1月のうち、いずれかひと月の売上が前年同月の売上と比較し30%以上減少している市内の飲食事業者（法人または個人事業主） (2)市内に本店を有する法人又は市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業主 (3)食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること (4)広島県が実施する「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の登録店 (5)広島県の「広島コロナお知らせQR」を導入して利用者に登録を促す事業者 (6)令和元年（法人は前事業年度）確定申告又は住民税申告をしている事業者	R3.1/22～~~2/28~~⇒R3.3/19	・上30%以上40%未満減少：10万円 ・売上40%以上50%未満減少：15万円 ・売上50%以上減少：20万円 ※複数の店舗を展開する事業者等にあっては、店舗ごとに交付対象とする	三次市　産業振興部商工観光課商工労働係 TEL：0824-62-6171
庄原市	補 庄原市雇用調整助成金等活用促進事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により、休業等を余儀なくされる中でも、休業手当を通じて従業員の生活を守り、雇用の維持を図ろうとする事業者が、雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金(以下「雇用調整助成金等」という。)の申請等を社会保険労務士に依頼し、支払った経費を補助	新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等について、広島労働局長より支給決定を受けた庄原市内の中小企業者で、申請等を社会保険労務士に依頼し、報酬を支払った中小企業者	■補助対象経費 (1) 広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類および添付資料の作成に係る経費 (2) 雇用調整助成金等の広島労働局への代行申請に要する経費 (3) 雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費 (4) その他市長が必要と認めた経費 ※1 申請総額が予算額を超過した場合には、申請額どおりの補助ができないことがあります。 ※2 実績払いとなります。	R2.6/10～~~R3.2/28~~⇒R3.3/31	・補助率：10/10 ・補助額最大：10万円 （1事業者につき1回限り） ※千円未満は切り捨てです。	庄原市　企画振興部商工観光課商工振興係 TEL：0824-73-1178
大竹市	補 更新 大竹市雇用調整助成金等受給サポート補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により経営が不安定となっている状況においても労働者の雇用の維持を図ろうとする市内の事業者に対して、予算の範囲内で、大竹市雇用調整助成金等受給サポート補助金（雇用調整助成金等の申請のために社会保険労務士に支払った経費に対して上限10万円まで1回限り）を交付します。	(1)新型コロナウイルス感染症の影響により経営が不安定となっている休業等により、雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金 (2)の事業者で、雇用調整助成金等の申請を行った事業所が市内であること。	(1) 広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類および添付資料の作成に係る経費 (2) 雇用調整助成金等の広島労働局への代行申請に要する経費 (3) 雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費 (4) その他市長が必要と認めた経費	～~~R3.3/1~~⇒R3.3/31	・補助率：10/10 ・補助額最大：10万円 （1事業者につき1回限り） ※千円未満は切り捨てです。	大竹市　総務部産業振興課商工振興係 TEL：0827-59-2131

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金＜市・町 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和3年3月17日現在）

所掌	事業の名称 補 補助金・助成金 給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R4年 1月	2月	3月	給付・補助金額等	問合先
東広島市	補 東広島市雇用調整助成金受給サポート補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業者が国の雇用調整助成金の申請に際し、申請書類の作成等を社会保険労務士に依頼した場合の費用について補助金	・東広島市内に主たる事業所を有している中小企業者 ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、雇用調整助成金の支給に必要な書類を社会保険労務士に委託をした者 ・雇用調整助成金の支給決定を受けている者 ・市税の滞納がない者	雇用調整助成金の申請に要する社会保険労務士への手数料	R2.5/1～	→	→													・補助率：10/10 ・補助額：最大10万円 （1事業者につき1回限り） ※千円未満は切り捨てです。	東広島市　産業部産業振興課 TEL：082-420-0921
	補 東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金	国の生産性革命推進事業を活用して、地道な販路開拓や設備投資など、前向きな投資を行う、中小企業、個人事業主等の支援を目的とし、国の補助金に上乗せし、活用を促進するものです。	・国の生産性革命推進事業の各補助金で採択され、補助金の確定を受けた者 ・東広島市内に主たる事業所を有する者 ・市税の滞納がない者	・ものづくり補助金。中小企業・小規模事業者が、新製品や新サービス提供のための機械設備購入やシステム構築にかかる費用の一部を助成 ・持続化補助金。小規模事業者が、コロナ対策その他店舗の改装、ホームページ作成、チラシ・カタログの作成など販路拡大や生産性向上に取り組む費用の一部を支援 ・IT導入補助金。業務の効率化などの付加価値向上につながるITツール導入を支援															各対象事業で採択された事業について、原則、事業者負担の2分の1を補助します（上限額あり）。	東広島市　産業部産業振興課 TEL：082-420-0921
	補 東広島市テナント事業者家賃等支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けているテナント事業者の事業継続を支援するため、家賃等の負担を減額する補助制度を創設。	右記の（1）から（4）を全て満たす中堅企業・中小企業等	（1）市税の滞納がなく、市内において自ら営む事業のために家賃などを支払っている者 （2）~~令和2年12月から令和3年2月の売上高について、新型コロナの影響などにより、直近1か月で前年同月比が50%以上減少または連続する直近3か月の平均売上高が前年同期比で30%以上減少していること。ただし、業歴3か月以上1年1か月未満で、前年の売上高等を比較できない場合は、直近1か月の売上高が、直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高と比較して、30%以上減少していること~~ 令和2年12月、令和3年1月又は令和3年2月のいずれかの月の売上高について、前年同月比が30%以上減少していること。ただし、令和2年2月2日以後に開店した場合は、開店日で異なります。 （3）自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払済みであること （4）広島県が実施する「広島積極ガード店」（飲食業）または「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」（全業種）に登録していること。	R3.2/1～~~3/12~~⇒R3.3/19		→													テナント事業者が店舗等の賃料として支払った令和3年1月分から同年3月分までの家賃等（消費税を除き、千円未満切り捨て）。また、次の条件により補助金上限額を設定します。 	東広島市テナント事業者家賃等支援事業事務局【東広島商工会議所4階 大会議室】 TEL：082-420-0303
	補 商店街等復興支援事業補助金	新型コロナウイルスの感染拡大の影響やクラスターの発生の風評被害等により、著しく売上が減少した商店等が集積する地域（復興支援対象区域）で3密を回避して行うイベント等に対する経費等を支援します。	右記の事業者等	（1）復興支援対象区域（※1）を所管する商工会議所等（東広島商工会議所、黒瀬商工会、広島県央商工会又は安芸津町商工会） （2）商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項の商店街振興組合 （3）上記（2）に準ずる団体で市長が適当と認める団体等 （4）復興支援対象区域を拠点として活動する3以上の事業者（※2）等で構成する団体等 ※1 復興支援対象区域については、市産業振興課にお問い合わせください。 ※2 事業者とは中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者で市税に滞納がないこと。	R3.2/1～		→													・補助上限額 （1）、（2）、（3）：200万円（下限額：40万円） （4）：50万円（下限額：10万円） ・補助率：いずれも補助対象経費の10/10 ・補助対象経費：印刷費、通信費、広告宣伝費、消耗品費、委託料、既存設備改修費、ソフトウエア改修費、人件費（事業実施に伴い、新たに雇用したアルバイト従業員等の給与（1時間あたり950円を上限）に限る。）、その他市長が必要と認める費用。ただし、食材費、PC・大型モニター・汎用ソフトウエアなどのOA機器、機械・工具類、設備投資費（新規のもの）は対象外。	東広島市　産業部産業振興課 TEL：082-420-0921
	補 新型コロナウイルス感染拡大防止医療機関支援事業	国の「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」（国の感染防止支援事業とは別に、東広島市独自の制度を設け、院内等での感染拡大防止への取り組みを行う医療機関を支援することとしました。	東広島市内の保険医療機関（医科・歯科） ・ただし、国の感染防止支援事業に申請し、感染拡大防止対策に取り組んでいること。 ・薬局、訪問看護ステーション、助産所は対象外となります。	（補助対象経費） ・感染拡大防止対策に要する費用 ・院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保に要する費用（「従前から勤務しているもの及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外）	R3.1/4～R3.3/31	●	→													病院・診療所の区分ごとの上限額 ・病院（医科・歯科）：200万円 ・有床診療所（医科・歯科）：60万円 ・無床診療所（医科・歯科）：30万円	東広島市　健康福祉部健康増進課 TEL：082-420-0936
廿日市市	補 更新 廿日市市雇用調整助成金受給サポート補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、市内の中小企業者が雇用調整助成金の申請事務を社会保険労務士に依頼した場合の費用に対し、補助金	(1)廿日市市内に事業所を有している中小企業者 (2)雇用調整助成金の支給決定を受けている方 (3)雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼している方 (4)市税を滞納していない方	雇用調整助成金の支給申請事務を社会保険労務士に依頼したことにより要した経費	R2.5/20～~~R3.2/28~~⇒R3.3/31		→													・補助率：10/10 ・補助額：最大20万円	廿日市市　環境産業部産業振興課 TEL：0829-30-9140
安芸高田市	補 更新 雇用調整助成金等活用促進事業補助金	安芸高田市では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、休業等を余儀なくされている市内の中小企業者に対して、国の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）の支給申請手続に際し、申請書類の作成等を社会保険労務士に依頼した場合の費用を支援する補助金	○安芸高田市市内に主たる事業所が所在している中小企業者 ○新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業による雇用調整助成金等について、広島労働局長の支給決定を受けている者 ○本事業による補助金の交付を受けていない者	雇用調整助成金等の支給申請にあたって、必要書類の作成や代行申請を社会保険労務士に依頼した場合の報酬や委託費 ※消費税及び地方消費税相当額は助成対象外	～~~R3.2/28~~⇒R3.3/31		→													・補助率：10/10 ・補助額：最大10万円	.

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金＜市・町 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和3年3月17日現在）

所掌	事業の名称 補 補助金・助成金 給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間（→） R3年 1月〜3月 / R4年 1月〜3月	給付・補助金額等	問合先
江田島市	補 更新 江田島市雇用調整助成金等受給サポート補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金の申請に必要な書類作成などを 社会保険労務士に委託した際の手数料を補助	1 江田島市内に主たる事務所を有している中小企業・個人事業主 2 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、雇用調整助成金等の支給に必要な書類などを社会保険労務士に委託した者 3 雇用調整助成金等の支給決定を受けている者 4 前年度以前の市税の滞納がない者	雇用調整助成金等の申請に必要な書類作成など社会保険労務士又は社会保険労務士が所属する法人に委託した際の手数料等	R2.6/19〜	・補助率：補助対象経費の全額 ・補助額：・10万円を上限	江田島市　産業部交流観光課 TEL：　0823-43-1644 江田島市商工会 TEL：　0823-42-0168
	補 江田島市がんばる商工業等支援金	新型コロナウイルス感染症に起因して売上高等が減少している商工業等事業者に対して、継続的な経営を支援	・本市に事業所を有する江田島市商工会会員であること ・風俗営業若しくは性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第5項に規定するもの）でない者 ・市の他の類似する補助金等の交付を受けた借入資金でない者 ・前年度以前の市税を滞納していない者		R2.5/12〜	・支援額：融資額の2%の額 ・支援限度額：1社につき年度内30万円	江田島市　産業部交流観光課 TEL：0823-43-1644 江田島市商工会 TEL：0823-42-0168
	給 江田島市航路維持支援金	型コロナウイルス感染症のまん延防止のための移動自粛要請等により、市内航路の乗降客数の著しい減少及び航路事業者の経営悪化が生じているため、航路を維持し、市民の日常生活を守るための支援金を航路事業者に対し交付します。	・江田島市を発着点とする定期航路を運航している。 ・令和2年3月から6月までの間において、前年同月と比較して乗降客数が10%以上減少している月がある。 ・令和2年4月1日現在の便数及び料金を維持している。	・左記の交付要件を満たす航路の運航に要した経費を支援の対象とします。なお、交付の有無は月単位で判定します。（令和2年3月〜6月） （例）3〜5月は減便を行わなかったが、6月に減便を行った場合 ⇒3〜5月分は交付、6月分は不交付 ・交付対象事業の実施に関し、活用可能な国、県の支援制度の適用があるものは交付の対象外とします。	R2.5/8〜	交付額は、月毎に定額を交付します。 ・本市と広島市の間を運航する航路 50万円／月 ・本市と呉市の間を運航する航路 30万円／月	江田島市 企画部企画振興課 TEL：0823-43-1630
	補 江田島市公共交通支援補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により、公共交通利用者は急激に減少しており、移動需要の回復には、時間を要することが見込まれます。 そのため、公共交通事業者がWithコロナ及びAfterコロナに対応するために実施した取組を支援することにより、公共交通利用者の回復を図り、市内の公共交通を維持することを目的とした新たな補助制度を創設。	(ア)本市を発着点とする定期航路を運航する航路事業者 (イ)本市で定期路線を運行するバス事業者 (ウ)本市に営業所を置くタクシー事業者	(1)利用者の回復支援事業 新型コロナウイルス感染症により、減少した乗客の回復を図るための取組に要する経費を対象とします。 （例）企画切符の販売、イベント・キャンペーンの実施、キャッシュレス決裁の導入、デリバリーサービスの導入、Wi-Fi導入、新事業のPR（WEB・チラシ作成）、観光客の増加が期待できる事業、乗客のサービス向上につながる環境整備 (2)利用者の安全確保事業 新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための措置に要する経費を対象とします。 （例）車両・船舶における抗菌・抗ウイルス対策、運航（行）に使用するマスク、消毒液の購入、セパレーターカーテンの導入、サーモグラフィーの設置、港やターミナルの衛生対策、啓発ポスターの作成、防疫のための車両等の改修	交付対象の事業期間 令和2年3月1日から令和3年3月31日までに実施した事業とします。 ※交付決定前に実施した取組も対象とします。	(1)補助率：補助対象経費の10/10 (2) 補助上限額（※算定基準日は、令和2年8月7日となります。） （ア)航路事業者 1事業者当たりの基本額100万円に本市を発着点とする運航船舶1隻につき10又は20万円を加算した額を上限とします。 ・旅客船（高速船を含む。）：10万円 ・フェリー　：20万円 （イ)バス事業者 1事業者当たりの基本額100万円に運行車両1両（貸切バス及びスクールバスを含む。）につき10万円を加算した額を上限とします。 （ウ)タクシー事業者 1事業者当たりの基本額30万円に運行車両1両につき2万円を加算した額を上限とします。	江田島市 企画部企画振興課 TEL：0823-43-1630
	補 江田島市未来創造支援金	新型コロナウイルス感染症により、従来の経済活動が縮小する中においても、地道な販路開拓等により売上高の増加や雇用の維持への取組、販売促進、誘客への取組、事業再開に向けた感染症予防対策、国・県等の支援策を活用する事業者へ支援を行います。	・江田島市内に所在し、事業を行っている事業者 ・個人においては事業収入を得ており、確定申告を行っている事業者 ・「市医療従事施設等支援事業」及び「市公共交通支援補助金」の交付を受けていない事業者 ・前年度以前の市税を滞納していない事業者 ・江田島市暴力団排除条例第2条各号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれにも該当しない事業者	(1)新商品開発・販路拡大事業 持続的な経営に向け事業者が行う新商品の開発や販路拡大の取組を支援します。 (2)販売促進・誘客事業 事業者が行う販売促進や誘客への取組を支援します。 (3)感染防止対策事業 令和2年4月1日から実施している事業を継続するために必要な感染防止対策の取組を支援します。 (4)事業継続支援事業 国、県等の新型コロナウイルス感染症対策にかかる事業の事業者負担分を支援します。	R2.9/9〜R3.3/31 交付対象の事業期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに実施した事業とします。 ※一部事業については事前の申請が必要です。	■補助金額：各事業の合計額として、上限30万円、下限3万円 ■補助対象経費・補助率： （1）新商品開発・販路拡大事業 ・新商品の開発、販路拡大に伴う経費。補助率：全額 ・10万円を超える備品、工事費に伴う経費。補助率：1/2 （2）販売促進・誘客事業 ・事業者が独自で20%以内のプレミアムがついた役務の提供、商品の販売にかかる経費。補助率：商品・販売額の1/5以内（プレミアム分） ・えたじまブランド認定品となってる品物等の仕入れにかかる経費。補助率：1/2 ・販売促進物の作成、その他販売促進、誘客の取組にかかる経費。補助率：全額 （3）感染防止対策事業 ・新型コロナウイルス感染症防止対策にかかる経費。補助率：全額 ・エタジマミライート登録店舗（最低限マスク、消毒、飛沫防止の整備が必要）。 補助率：定額5万円 ・10万円を超える備品、工事費に伴う経費。補助率：1/2 （4）事業継続支援事業 ・家賃支援給付金の事業者負担分。補助率：1/2 ・その他の対策事業の事業者負担分。補助率：全額	江田島市 産業部交流観光課商工観光係 TEL：0823-43-1644
	給 江田島市事業継続支援金	新型コロナウイルス感染症に起因して売上高等が減少しているが、国の持続化給付金、広島県の感染拡大防止協力支援金、江田島市のがんばる 商工業等支援金などの制度に適合せず、支援をうけられない事業者に対して経営の安定化や事業の継続を目的に支援します。	・中小企業信用保険法第2条第1項第1号に定める業種 ・本市に本店を有する法人、事業所を有する個人事業主 ・令和2年3月までに創業している事業者 ・令和2年1月以降のいずれか1カ月の売上が前年同月比の売上と比較して20%以上50%未満減少していること ・前年度以前の市税を滞納していない事業者 ・持続化給付金、県感染拡大防止協力金、市がんばる商工業支援金（10万円以上）などを受給していない事業者		R2.9/1〜R3.3/31	■支援額：10万円 （江田島市がんばる商工業等支援金受給額が10万円未満の場合は差額を支援）	江田島市 産業部交流観光課商工観光係 TEL：0823-43-1644

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金＜市・町 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和3年3月17日現在）

所掌	事業の名称 補 補助金・助成金 給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間（→） R3年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 R4年 1月 2月 3月	給付・補助金額等	問合先
熊野町	給 熊野町事業継続応援金	熊野町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高の減少率が20%以上50%未満の町内中小企業者等に対して、事業の継続を支援するため応援金を支給します。	右記要件を満たす事業者	・令和2年3月以降に、融資を受けることを目的として、セーフティネット保証4号を申請し、これを熊野町が認定していること。 ・国が行う持続化給付金の受給要件に該当していないこと。 ・今後も町内において事業の継続の意思があること。 ・町税等の滞納がないこと。 ・すでに熊野町事業持続応援金の給付を受けていないこと。	R2.6/30～~~7/31~~⇒R3.3/31	・1事業者　10万円	熊野町 総務部産業観光課 TEL：082-820-5602
	給 熊野町雇用調整助成金等受給促進支援金	熊野町では、広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金の交付決定を受けた事業主の方に、「熊野町雇用調整助成金等受給促進支援金」を上乗せ支給することにより、雇用の確保及び事業主の負担軽減を図ります。	町内に事業所を有する方で、以下の条件の全てに該当していることかつ、右記要件を満たすこと	・広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金の交付決定を受けており、社会保険労務士へ支払った報酬等が10万円を超えていること。 ・今後も町内において事業の継続の意思があること。 ・町税等の滞納がないこと。 ・すでに支援金の給付を受けていないこと。	R2.6/30～R3.3/31	広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金（上限10万円）の対象経費であり、上限額を超えていた部分に対して、5万円を上限に支給。	熊野町 総務部産業観光課 TEL：082-820-5602
北広島町	補 北広島町緊急制度融資信用保証料補助金	新型コロナウイルス感染症及び暖冬の影響を受け、民間金融機関に借り入れをされた対象融資資金に係る信用保証料の一部を補助	1　町民税（法人、個人）を納めていること。（前年所得を申告されている） 2　町内に事業所を有すること。 3　広島県信用保証協会の保証対象者であること。 4　信用保証料を一括で支払っていること。 5　町内において対象融資を運用すること。	次の対象融資資金を借り入れ、信用保証料を一括払いされている方（令和2年1月借入分から） 〇セーフティネット保証4号に係る融資資金 〇セーフティネット保証5号に係る融資資金 〇危機関連保証に係る融資資金 〇広島県県費預託融資制度＜暖冬・少雪の影響＞に係る融資資金	～R3.3/31	・1事業者あたり上限10万円	北広島町　商工観光課商工振興係 TEL：050-5812-808
	補 北広島町観光事業者支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に大きな支障が生じている町内の観光関係事業者を支援するため、感染症対策を講じて観光バスを運行した際に掛かり増しとなった運行料金に対し、補助金を交付。	町内に事業所を有する旅行業者、貸切バス運行事業者	（1）貸切バス運行補助 　感染症対策を講じた上で、町内貸切バス運行事業者から借り上げたバス運行経費、又は町内貸切バス運行事業者が実施したバスツアーのバス運行経費 （2）貸切タクシー運行補助 　感染症対策を講じた上で、町内の飲食店・観光施設・宿泊施設を2か所以上利用する旅行商品に係る町内タクシー運行事業者から借り上げたタクシー運行経費	R2.7/22～ 補助金交付対象期間は、交付決定の日から令和3年2月末まで 申請受付終了	（1）貸切バス運行補助 　乗客1人につき5,000円を上限。町内宿泊施設を1泊以上利用した場合は、上限額に1,000円を加える。 （2）貸切タクシー運行補助 　乗客1人につき5,000円を上限。町内宿泊施設を1泊以上利用した場合は、上限額に1,000円を加える。	北広島町 商工観光課観光振興係 TEL：050-5812-8080
世羅町	補 緊急対策経営改善資金利子補給補助事業	小規模事業者経営改善資金（マル経）《新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国の特例措置分》の活用者を対象に利子補給を行います。	商工会の経営指導を受け、新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヶ月の売上高が前年または前々年同期と比較して5%以上減少している小規模事業者	《融資限度》1,000万円（一般分の融資枠2,000万円とは別枠） 《資金使途》運転資金、設備資金 《返済期間》運転資金7年以内、設備資金10年以内 《保証人等》担保・保証人不要		《金　　利》1.21%（令和2年5月1日時点）より、当初3年間を0.9%引き下げ ⇒金利部分について、当初3年間は0.31%、4年目以降は1%、町より利子補給します。	世羅町商工会本所又は世羅西支所 TEL：0847-22-0529

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。